平成２５年（フ）第４１６号
茨城県那珂郡東海村大字村松144番地
債務者　黒羽根安子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４５号
茨城県ひたちなか市相金町３番地７
債務者　大内　健一
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４４６号
茨城県ひたちなか市相金町３番地７
債務者　大内　笑子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４６８号
茨城県水戸市河和田３丁目2337番地の３　河和田ホームズ108号
債務者　海老根由紀
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
群馬県桐生市広沢町４丁目1970番地の77　市営13号
債務者　東宮　正幸
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第５０７号
新潟市中央区窪田町７丁目385番地９
債務者　五十嵐淳一
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
富山県魚津市上村木１丁目４番６号　千歳マンション102
債務者　横田　明子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第４５９号
石川県野々市市押野５丁目155番地　第一グリーンハイツ206号室
債務者　諸角登志雄
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４８４号
金沢市田上本町リ223番地
債務者　小竹　富幸
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２８号
長野市大字安茂里7893番地２　メゾンヤマショー101号室
債務者　濵　　健郎
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
長野市大字安茂里7893番地２　メゾンヤマショー101号室
債務者　濵　　理佳
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1714番地
債務者　中島　　潤
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
岐阜市茜部野瀬３丁目64番地　レオパレス21ＴＡＺＩ101号室
債務者　勝野新太郎
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２０８号
愛知県津島市寺野町字下ノ町130番地　ファミール村田307号
債務者　冨田　清広（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５号
鳥取県鳥取市円護寺211番地１　プリムヴェールＡ―202号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野２丁目536番地
債務者　木下　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
鳥取県境港市渡町877番地
債務者　門脇　秀行
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１４号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目４番６号　202号、前住所鳥取県米子市河崎1160番地３　コーポＲＯＭＡ201号
債務者　赤井ちえみ（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１３６号
広島市西区三篠北町12番７―203号
債務者　清川八千代
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部